

# 補助金情報

## くらし

### 子育て世帯等住宅取得支援事業補助金

子育て世帯や新婚世帯に対し、中古住宅の購入費用又は購入等により取得した中古住宅の改修費用の一部を補助します。

- ①子育て世帯 中学生以下の子を扶養する世帯（今年度から親の年齢条件を撤廃しました。）
- ②新婚世帯 婚姻予定か婚姻日から3年以内の夫婦で、どちらの年齢も満40歳未満の世帯
- ③移住希望者 市内に定住するため転入する子育て世帯か新婚世帯

対象物件 次の全てに該当するもの

- ・一戸建ての中古住宅で、延べ面積が75㎡以上のもの
- ・3カ月以上居住されていないもの
- ・新耐震基準相当の耐震性を有するもの
- ・土砂災害特別警戒区域内に所在しないもの

補助内容

①②対象経費の2分の1（上限30万円）

③対象経費の2分の1（上限50万円）

※①②③とも、親世帯と同居・近居で10万円加算。

※その他条件があります。詳しくは市HPをご覧ください。

申請 まちづくり推進課（☎0848-38-9347）

### 鳥獣防護さく等設置事業補助金

有害鳥獣による農作物被害やイノシシ等の市街地出没による人身被害を防ぐため、防護さく等の購入について助成を行っています。（それぞれ1年度1回まで）

【農林業者対象】

対象種目 防護さく（トタン・溶接金網）、電気さく、防鳥ネット、捕獲わな（箱わな） ※工事費は除く。

市内に農林地を有する農林業者

補助額 農林業者（個人）：対象経費の3分の1か、30,000円のどちらか低い額

法人か、2戸以上の農林業者（隣接する2筆以上の農地を囲む場合）：対象経費の2分の1か、70,000円のどちらか低い額

【非農林業者対象】

対象種目 防護さく（溶接金網）

町内会等非農林業者で組織する団体で、次の全てを満たすもの

- ①人その他財産被害を受けている10戸以上の者で構成していること
- ②団体等の代表者が広島県主催の集落リーダー研修会を受講（予定含む）するか、団体等の主催で市の出前講座開催により有害鳥獣対策を学習すること

③防護さくの継続的管理ができること

補助額 対象経費相当額 上限額10万円

※詳しくは、お問い合わせください。

申請 農林水産課（☎0848-38-9473）

御調支所まちおこし課（☎0848-76-2922）

向島支所しまおこし課（☎0848-44-0112）

因島総合支所しまおこし課（☎0845-26-6212）

瀬戸田支所しまおこし課（☎0845-27-2212）

### 公共下水道接続推進事業補助金

対象の地域内で、供用開始後3年以内に行う公共下水道接続工事に対し、設置費用の一部を補助します。

対象地域 東御所町、西御所町、土堂一・二丁目、十四日町、久保一・二・三丁目、尾崎本町、新高山一・二・三丁目、天満町、桜町、門田町、平原一・二・三・四丁目、山波町、東尾道、高須町、栗原西一丁目、御調町

※対象地域内でも、未供用部分や整備区域外となっている場合があります。

※接続工事やその見積りは、必ず尾道市公共下水道排水設備指定工事店に依頼してください。

補助金額

排水設備工事の完了時	限度額
供用開始日から1年以内に工事（先行接続工事を含む）を完了したとき	80,000円
供用開始日から1年経過後2年以内に工事を完了したとき	65,000円
供用開始日から2年経過後3年以内に工事を完了したとき	50,000円
生活扶助世帯	255,000円

※次の事項に該当する場合は、補助金交付の対象外です。

- ・市税や市の各種徴収金等を滞納している場合
- ・当該工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合
- ・事業計画区域外から公共下水道に接続しようとする場合
- ・公共下水道に接続している既設の排水設備の改築と増築工事を施工する場合

申請 上下水道局下水道課（☎0848-29-7010）

### 小型合併浄化槽補助金制度

- ① 合併浄化槽工事の着工前であること
- ・自己居住用の個人住宅で10人槽以下のもの
- ※店舗などを併設するものも含むが、補助は住宅部分のみ。
- ・工事が令和4年3月15日(火)までに終了すること

小型浄化槽設置整備事業補助金額

区分	5人槽	7人槽	10人槽
汲取り便槽から転換	482,000円	564,000円	698,000円
単独処理浄化槽から転換	582,000円	664,000円	798,000円
新築住宅等※ （合併槽から 転換等は除く）	166,000円	207,000円	274,000円

※新築前の居住状況により補助対象にならない場合があります。

※転換は、同一敷地内で単独処理浄化槽か汲取り便槽を廃止し小型浄化槽を設置すること。既存の住宅建替えの場合も含む。

※単独浄化槽を完全撤去の場合（増改築・建替え除く）、更に上乗せ補助金が加算される場合あり。

公共下水道事業計画区域、漁業集落環境整備事業区域、農業集落排水事業整備区域、団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域は補助の対象になりません。

申請 上下水道局下水道課（☎0848-29-7010）

### まちづくり活動を支援します

市民の皆さんによる自主的なまちづくり活動に対して、補助金を交付して支援しています。

■市民活動団体部門

町内在住か市内へ勤務している5人以上で構成される団体

■地域コミュニティ部門

町内会・区長会等の住民自治組織や地区社会福祉協議会等

【共通事項】

補助金額 対象経費の3分の2以内（上限額50万円、2年目以降30万円） ※最長3年まで。

申請 5月31日(月)までに、所定の様式を提出

※後日審査あり。

申請 政策企画課（☎0848-38-9435）

### 地域集会施設の新築・リフォーム等を助成します

①地域集会施設の新築・購入等や、②リフォーム・修繕をする、町内会、区長会等（①は認可地縁団体に限る）

※令和3年度内に事業完了するもの。

※工事着手後の申請は対象となりません、事前にお問い合わせください。

※土砂災害特別警戒区域内等は補助の対象外。

補助金額 対象経費の2分の1以内（上限額：①400万円 ②200万円） ※ただし、予算の範囲内。

申請 ①政策企画課（☎0848-38-9435）

②高齢者福祉課（☎0848-38-9137）

## 事業者向け

### 生産性向上促進補助金

市内中小企業者の設備投資による労働生産性向上の取り組みを支援します。

令和3年4月1日以降、尾道市から先端設備等導入計画の認定を受けている、次の①～④の要件を満たす中小企業者

- ①令和2年1～12月までの任意の1カ月の売上高が、前年同月比20%以上減少していること
- ②資本金の額等が1億円以下であること
- ③市内事業所に1人以上の従業員等が常駐すること
- ④令和4年3月31日までに先端設備を導入すること

補助内容 先端設備購入費用の2分の1

補助限度額 100万円（千円未満の端数は切捨て）

※予算がなくなり次第終了予定。

申請 商工課（☎0848-38-9182）

### 労働者の雇用維持を図る事業者の皆さんへ

### 「事業者向け補助金等申請サポート補助金」の申請期限を更に延長します

雇用調整助成金の特例措置の4月30日までの期間延長と、新たな事業者向け補助金の創設に伴い、「事業者向け補助金等申請サポート補助金」の申請期間を更に8月31日(火)まで延長します。

補助金額

・雇用調整助成金等の書類作成等を社会保険労務士に委託した際の委託費用  
上限額：10万円（補助率10/10）

・国、県、尾道市からの事業者向け補助金申請の書類作成等を行政書士に委託した際の委託費用  
上限額：25,000円（補助率1/2）

※いずれも1事業者につき、それぞれ1回限りの交付。

申請 商工課（☎0848-38-9183）

### 尾道市中小企業融資制度

金融機関・広島県信用保証協会と協力し行っている低利の融資制度です。市が信用保証料の半額を負担し、料率を信用保証協会より低く設定しています。

市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営む納税成績良好な中小企業者や事業協同組合など

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。 日日時・期間 場所 対象 内容 定員 料金 持ち参物 締切 申込み方法 申込み先 問い合わせ先 電話 ファクス 電子メール HPホームページ